

○経済産業省告示第百二十五号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十二年経済産業省告示第九十三号（外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役員取引等）の一部を次のように改正する。

令和四年五月十三日

経済産業大臣 萩生田光一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
二の二 ベラルーシ政府その他の関係機関、ベラルーシの法令に基づき設立された法人その	二の二 ベラルーシ政府その他の関係機関、ベラルーシの法令に基づき設立された法人その

他の団体、ベラルーシ以外の地域に主たる事務所を有する法人その他の団体のベラルーシ内の支店、出張所その他の事務所又はベラルーシ内に住所若しくは居所を有する自然人（本邦に滞在する者であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条の二第一項に規定する在留資格認定証明書（以下「在留資格認定証明書」という。）が交付されているものを除く。）に対し行う次に掲げる取引（新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術（以下「公知の技術」とい

他の団体、ベラルーシ以外の地域に主たる事務所を有する法人その他の団体のベラルーシ内の支店、出張所その他の事務所又はベラルーシ内に住所若しくは居所を有する自然人（本邦に滞在する者であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条の二第一項に規定する在留資格認定証明書（以下「在留資格認定証明書」という。）が交付されているものを除く。）に対し行う次に掲げる取引（プログラム（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。）第二十五条第一項又は第六項の規定による許可を受けて

う。)を提供する取引、プログラム(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。)第二十五条第一項又は第六項の規定による許可を受けて提供したものに限る。)の機能修正を行うためのプログラムを提供するものであって、本邦及び別表第二に掲げる地域の法令に基づき設立された法人その他の団体(以下「別表第二地域等設立法人等」という。)が単独又は共同で全額出資するベラルーシ内の法人その他の団体及び別表第二地域等設立法人等のベラルーシ内の支店、出張所その他の事務所に對し行うもの並びに次号に掲げるものを除

提供したものに限る。)の機能修正を行うためのプログラムを提供するものであって、本邦及び別表第二に掲げる地域の法令に基づき設立された法人その他の団体(以下「別表第二地域等設立法人等」という。)が単独又は共同で全額出資するベラルーシ内の法人その他の団体及び別表第二地域等設立法人等のベラルーシ内の支店、出張所その他の事務所に對し行うもの並びに次号に掲げるものを除く。)

く。

イ 外国為替令（以下「令」という。）別表の一から一五までの項の中欄に掲げる技術を提供する取引（国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのないものに限る。）

ロ 別表第一（第二十七号から第三十五号までを除く。）に掲げる技術（令別表の一から一五までの項の中欄に掲げる技術を除く。）を提供する取引

二の三 輸出等に係る禁止措置の対象となるベラルーシの団体として外務大臣が定める者（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる輸出等に係る禁止措

イ 外国為替令（以下「令」という。）別表の一から一五までの項の中欄に掲げる技術を提供する取引（国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのないものに限る。）

ロ 別表第一（第二十七号を除く。）に掲げる技術（令別表の一から一五までの項の中欄に掲げる技術を除く。）を提供する取引

二の三 輸出等に係る禁止措置の対象となるベラルーシの団体として外務大臣が定める者（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる輸出等に係る禁止措

置の対象となるベラルーシ共和国の団体を指
定する件（令和四年外務省告示第四百号）で
定めるものをいう。）に対し行う技術（公知
の技術を除く。）を提供する取引

二の四 ロシア政府その他の関係機関、ロシア
の法令に基づき設立された法人その他の団体
、ロシア以外の地域に主たる事務所を有する
法人その他の団体のロシア内の支店、出張所
その他の事務所又はロシア内に住所若しくは
居所を有する自然人（本邦に滞在する者であ
つて、在留資格認定証明書が交付されている
ものを除く。）に対し行う次に掲げる取引（法
公知の技術を提供する取引、プログラム（法

置の対象となるベラルーシ共和国の団体を指
定する件（令和四年外務省告示第四百号）で
定めるものをいう。）に対し行う技術を提供
する取引

二の四 ロシア政府その他の関係機関、ロシア
の法令に基づき設立された法人その他の団体
、ロシア以外の地域に主たる事務所を有する
法人その他の団体のロシア内の支店、出張所
その他の事務所又はロシア内に住所若しくは
居所を有する自然人（本邦に滞在する者であ
つて、在留資格認定証明書が交付されている
ものを除く。）に対し行う次に掲げる取引（法
第二十五条第一項又は第六項プログラム（法

第二十五条第一項又は第六項の規定による許可を受けて提供したものに限る。)の機能修正を行うためのプログラムを提供するものであつて、別表第二地域等設立法人等が単独又は共同で全額出資するロシア内の法人その他の団体及び別表第二地域等設立法人等のロシア内の支店、出張所その他の事務所に対し行うもの並びに次号に掲げるものを除く。)

イロ 「略」

二の五 輸出等に係る禁止措置の対象となるロシアの団体として外務大臣が定める者(国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる輸出等に係る禁止措置の

の規定による許可を受けて提供したものに限る。)の機能修正を行うためのプログラムを提供するものであつて、別表第二地域等設立法人等が単独又は共同で全額出資するロシア内の法人その他の団体及び別表第二地域等設立法人等のロシア内の支店、出張所その他の事務所に対し行うもの並びに次号に掲げるものを除く。)

イロ 「略」

二の五 輸出等に係る禁止措置の対象となるロシアの団体として外務大臣が定める者(国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる輸出等に係る禁止措置の

対象となるロシア連邦の団体を指定する件（令和四年外務省告示第八十二号）で定めるものをいう。）に対し行う技術（公知の技術を除く。）を提供する取引

三 「略」

別表第一（第二号の二、第二号の四関係）

一～八 「略」

九 「略」

イ 本号ロ又は別表第一貨物等省令第八条第九号（同号へを含む。）のいずれかに該当するものの設計、製造又は使用のために特に設計又は改造したもの

ロ 別表第一貨物等省令第八条第九号（同号

対象となるロシア連邦の団体を指定する件（令和四年外務省告示第八十二号）で定めるものをいう。）に対し行う技術を提供する取引

三 「略」

別表第一（第二号の二、第二号の四関係）

一～八 「略」

九 「略」

イ 本号ロ又は別表第一貨物等省令第八条第九号イからホまでのいずれか及びへに該当するものの設計、製造又は使用のために特に設計又は改造したもの

ロ 別表第一貨物等省令第八条第九号イ又は

口を除き、同号へを含む。)のいずれかに該当するものの有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの(公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもののうち、その機能が、操作、管理又は保守に関するものに限定されているものを除く。)

ハ 別表第一貨物等省令第八条第九号ロ(同号へを含む。)に該当するものの有する機能と同等の機能を有するものであって、暗号機能有効化の手段を用いることによつてのみ、ある貨物又はあるプログラムの暗号

ハからホまでのいずれか及びへに該当するものの有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの(公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもののうち、その機能が、操作、管理又は保守に関するものに限定されているものを除く。)

ハ 別表第一貨物等省令第八条第九号ロ及びへに該当するものの有する機能と同等の機能を有するものであって、暗号機能有効化の手段を用いることによつてのみ、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化

機能を有効化するもの

十～二十七 [略]

二十八 別表第二の三貨物省令第三十三条に該当するものの設計、製造又は使用のために特に設計したプログラム

二十九 別表第二の三貨物省令第三十五条(同条第四号を除く。)から第四十三条(同条第四号を除く。)までのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用のために特に設計したプログラム

三十 積層造形用の装置の設計、製造又は使用のためのプログラムであつて、次のいずれかに該当するもの

するもの

十～二十七 [略]

[新設]

[新設]

[新設]

イ デジタルツインのためのもの

ロ 信頼性判断のためのもの

三十一 別表第二の三貨物省令第三十三条から第四十三条まで（第三十五条第四号及び第四十三条第二号から第六号までを除く。）のいずれかに該当するものの設計、製造又は使用のための技術（プログラムを除く。）

三十二 別表第二の三貨物省令第四十四条又は第四十五条に該当するものの設計、製造又は使用のための技術（プログラムを除く。）

三十三 積層造形用の装置の設計、製造又は使用のための技術（プログラムを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの

[新設]

[新設]

[新設]

イ デジタルツインのためのもの

ロ 信頼性判断のためのもの

ハ 第三十号のプログラムのためのもの

三十四 別表第二の三貨物省令第四十三条第四

号に該当するもの設計又は製造のための技

術（プログラムを除く。）

三十五 別表第二の三貨物省令第四十三条（同

条第一号及び第四号を除く。）のいずれかに

該当するもの使用のための技術（プログラ

ムを除く。）

〔新設〕

〔新設〕

備考 表中の「」は注記である。

附 則

1 この告示は、令和四年五月二十日から施行する。

2 この告示による改正後の平成二十二年経済産業省告示第九十三号別表第一の第二十七号（輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令（令和四年経済産業省令第四十七号）による改正後の別表第二の三貨物省令第三十二条第二十号から第二十三号までの規定に係る部分に限る。）から第三十五号までの規定の適用については、この告示の施行の日以後に開始される役務取引について適用する。